

給油取扱所におけるガソリンの詰め替え等の留意事項

SS における詰め替え

- ① 適正な容器（下記「ガソリンを詰め替え容器の種類」参照）であることを確認するとともに、購入者に対する身分確認（運転免許証等の確認書面の提示を求めるとともに可能な限りコピーを取得）及び使用目的の問いかけを行う。
- ② 「販売記録」をとる。
- ③ 固定給油設備によりガソリンを容器に詰め替える場合、1 日の販売数量は指定数量（200 リットル）未満とする。（2019.8 安全対策等が講じられていれば可能。）
- ④ セルフ SS においては、顧客用固定給油設備により 顧客自らがガソリンを容器に詰め替えることは禁止されているので、詰め替えさせない。
また、詰め替えを行おうとする顧客がいた場合は、放送設備等を用いて制止するとともに、指示に従わない場合は、制御装置を用いてガソリンの給油所停止する。

ガソリンを詰め替える容器の種類

SS 店頭においてガソリン容器への詰め替え販売をする場合の容器は 携行缶や金属容器など消防法令に適合した容器の使用など消防法令を遵守する。

ストーブ等への誤給油の原因となることも考えられるため、「灯油用ポリエチレン缶」にはガソリンを詰め替えしない。

容量の制限	金属製容器	60 リットル以下
	金属製ドラム	250 リットル以下
	プラスチック製容器 ※	10 リットル以下

注意

- ※ 現時点では危険物保安技術協会の性能試験確認を受けたプラスチック容器はありません。
- ※ 「プラスチック製容器」との表現が、消費者に灯油用ポリエチレン缶と誤認されないようご注意ください。

ガソリンを詰め替える容器の表示

危険物を収納し運搬する容器には、次の事項が表示されていることを確認する。

- ① 危険物の品名又は化学名（例：「ガソリン」）
- ② 危険等級（例：ガソリン「危険等級Ⅱ」）
- ③ 危険物の数量（例：「〇〇リットル」）
- ④ 危険物に応じた注意事項（例：「火気厳禁」）

ガソリンを詰め替える容器への収納

- ① 液体の危険物を容器に収納する場合は、容器の内容量の 98 パーセント以下の収納率とする。
- ② なお、エレファントノズルを取り付けたままでの運搬は絶対に行わない。

ガソリンを詰め替えた容器の積載

運搬のための車量等に積載する場合は、注入口を上に向け、落下、転倒、破損しないように固定等の措置を講じる。